

有効期間満了日 平成37年3月31日

熊少第219号

平成31年4月18日

被害少年の状況に応じた適切な保護活動の実施について（通達）

被害少年の保護のための活動（以下「被害少年保護活動」という。）については、熊本県少年警察活動に関する訓令（平成20年9月1日本部訓令16号。）（以下「訓令」という。）に基づいて推進しているところ、このたび警察庁から、別添のとおり、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丙少発第21号）、「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁少発第192号）の通達が発出された。関係所属にあっては、訓令、警察庁通達に基づいて、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、被害少年の状況に応じた組織的かつ効果的な被害少年保護活動に努められたい。

※ 警察庁通達「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」、「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。